

令和3年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和3年7月13日(火) 14:00~16:00
場所 福岡県千代合同庁舎3階 C301B会議室

委員会委員 15名

出席委員 14名 (井出委員、井上委員、掛川委員、片山委員、小林委員、千葉委員、近松委員、堤委員、飛田委員、宮本委員、武藤委員、目野委員、山下委員、吉田委員)

欠席委員 1名 (白木委員)

◆ 開会

◆ 保健医療介護部長あいさつ

◆ 委員紹介

◆ 定足数確認

◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画の令和2年度実施状況報告
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画の令和3年度実施計画
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)の策定について

(事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画の令和2年度実施状況報告
 - ・ 施策の方向性の1つ目、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」については、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において合計23の施策について取組を実施しました。
 - 具体的には、生産段階において、生産者に対して農薬等の生産資材の適正使用を指導するとともに、農林水産物のトレーサビリティ推進などに取り組みました。
 - また、流通から販売段階において、食品営業施設や学校給食施設に対する衛生管理の指導、流通食品の収去検査などを実施しました。
 - また、食中毒が疑われる事例が発生した場合は、関係機関と連携して、原因特定のための調査を行ない、被害拡大の防止に努めました。
 - ・ 施策の方向性の2つ目、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、食品の安全・安心の確保のためには、一義的には食品関連事業者自らの取組を推進する必要があるという考え方のもと、5つの施策について取組を実施しました。
 - 具体的には、GAP、HACCPについて、事業者への導入が促進するよう、県として支援を行いました。
 - GAPについては、研修会の実施やGAP指導員の育成事業を行い、GAPに取り組む産地の拡

大を図りました。

HACCPについては、アドバイザーを派遣する事業を実施し、HACCPに取り組む施設数の拡大を図りました。

また、食品製造事業者が健康に悪影響を与えるおそれのある食品について自主回収を行う場合、県に報告する自主回収制度を設けています。県は、事業者から報告を受けた場合、自主回収情報をホームページ等で広く公表しており、令和2年度は41件の公表を行いました。

- ・ 施策の方向性の3つ目、「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」については、食品の安全性を確保し、食品に対する県民の信頼、安心を確保するために、事業者、県民、県がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深めるための6つの施策を備えています。

具体的には、出前講座や講習会、シンポジウム等を開催し、意見交換を実施しました。

- ・ その他、令和3年6月1日に施行された改正食品衛生法に対応するため、県域の事業者に対して、HACCPに基づく衛生管理の普及啓発、HACCPセミナーを実施しております。

○ 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画の令和3年度実施計画

- ・ 5か年の計画である基本計画の中の基本的な流れに沿って、取組を行っていきます。
- ・ 食品衛生法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が全ての事業者を対象に義務化されたことから、監視の際にはHACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているかを確認し、指導を行います。
- ・ HACCPに沿った衛生管理の適切な運用の支援のためには、食品営業施設への監視指導に時間をかける必要があることから、監視指導件数を見直しました。その結果、基本計画の目標値より少ない監視指導計画数となりました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえつつ、引き続き適正な監視指導を実施していきます。

○ 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）の策定について

- ・ 今年度が第1次基本計画の最終年度であることから、新たに第2次計画を策定する必要があります。食品衛生法の改正に伴い、HACCPの制度化をはじめとして様々な制度改正が行われたことから、これまでの施策の実施状況を踏まえつつ、制度改正に沿った見直しを行います。
- ・ 第1次計画では、HACCPを定着させる施策を行っていましたが、食品衛生法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、第2次計画ではHACCPを定着させる施策に見直します。
- ・ 数値目標を施策の実効性をより適切に評価できるものに見直します。
- ・ 関連する施策について再編・統合し、より分かりやすい計画に見直します。

(主な質疑応答)

問 施策①の農薬指導士の育成・確保について、注釈4の研修回数の意味を教えてください。

答 基礎研修というのは、養成研修で、新規の方が受ける研修になります。更新研修というのは、更新する方が受ける研修です。例年は大きな会場で1回開催していましたが、今回の対応のために1日に3回ずつ2日間にわけて少人数で実施したものです。

問 施策①について、農薬指導士の1,378名の新規と更新の内訳を記載いただきたい。

答 次回から記載します。

問 施策①の脚注1に農薬販売者1,660とありますが、去年は499でした。数が急激に増えていますが、何か理由があるのでしょうか。

答 農薬を販売している店舗については、1,660 ですが、このうちチェーン店などを1つとまとめた場合に500になります。

問 今年度、1,660に変更した理由は何でしょうか。

答 実店舗数に合わせたことによるものです。〔後日回答〕

問 施策③について、トレーサビリティシステム導入の推進と書いてありますが、増えてないということは推進していないということではないのでしょうか。今後、増えないということでよいのでしょうか。増えないのであれば、推進するという書き方ではなく、維持するという表現の方が適切ではないのでしょうか。

また、具体的な活用についても説明していただきたい。

答 19農協以外の農協でもトレーサビリティ（生産履歴の追跡）の取組は実施しており、生産履歴の保管・追跡は可能となっております。すでに、独自のものも含め、すべての農協でシステム導入が終わっています。

導入したトレーサビリティシステムは、生産者が手書きで記入した生産履歴をパソコンに読み込むもので、生産履歴のデータベース化を効率的に行うためのものです。〔後日回答〕

※主な取組項目の標記が「推進」となっているのは、計画を立てた当初の目標であり、計画の途中での施策内容の記載変更はできないものだと考えます。

問 畜産農家数の統計を統一していただきたい。

答 対象家畜の詳細を記載します。〔後日回答〕

問 施策⑤の飼料の農家の立入調査での2件の違反はどのような不備でしょうか。また、施策⑦の動物用医薬品の立入検査での23件の違反はどのような不備でしょうか。

違反事例の内容についても記載した方がよいのではないのでしょうか。

答 農家団体の飼料の使用については台帳を整備することが法律上決まっていますが、整備が十分ではなかったものです。

動物用医薬品の立入検査では、広告の違反がありました。その他ほとんどが動物用医薬品販売業者に対して県が発行している許可証を掲示していないというものです。

次回から違反事例の概要を記載します。

問 施策⑥について、注釈11の農場総数が、平成30年から106ほど減少していますが、その理由は何かでしょうか。

答 自然に減ったものと考えております。

問 施策⑥について、全農場を2回立入しているのであれば、「飼養衛生管理基準に基づく農場巡回指導割合」は200%になるのではないのでしょうか。

答 実戸数に対しては100%ですので、100%で差し支えないと考えます。〔後日回答〕

問 施策⑥について、脚注11では農場総数583ですが、脚注16では538となっています。どちらが正しいのでしょうか。

答 583は、乳用牛、食用牛、めん山羊、鹿、豚、イノシシ、採卵鶏、肉用鶏その他家禽を計上したものです。538はめん山羊、鹿、イノシシその他家禽を除いた、牛、豚、鶏の数です。

問 施策⑪について、動物用医薬品の残留抗菌性物質検査の実施について、資料1-2の残留抗菌性物質検査件数には、モニタリング件数しか記載していません。資料1-1では、収去件数とモニタリング検査件数を記載していますので、統合した数でいいのではないのでしょうか。

答 基本計画の数値目標を収去検査件数としていることから、収去件数とモニタリング件数は分けて記載します。また、資料1-2に収去検査件数も記載します。〔後日回答〕

問 施策⑪のBSE対策について、精神症状や全身症状を呈する異常牛がいなかったのでしょうか、それとも異常牛はいたが、スクリーニング検査の中では異常が発見されなかったのでしょうか。

ようか。

答 異常牛はいませんでした。

問 施策⑬の学校給食の調理施設数について、注釈 31 では対象施設が 742 ですが、注釈 32 では 438 となっている理由は何でしょうか。

答 対象が異なるためです。

注釈 31 は福岡県内の全ての学校給食の調理施設が対象です。注釈 32 は政令市の学校給食の調理施設は対象としないためその数を除いたものです。

問 施策⑭について、令和 3 年度の監視指導件数の数値目標が令和 2 年度から極端に少なくなっています。これは HACCP 対応のために件数が減ったと理解してよいのでしょうか。

答 そのとおりです。HACCP に沿った衛生管理の適切な運用の支援のためには、食品営業施設への監視指導に時間をかける必要がありますので、監視件数を見直しました。

問 施策⑮の食品表示に関する相談対応件数について、衛生事項 346 件とありますが、脚注に改善指導件数の記載がありません。改善指導件数は 0 だったと理解していいのでしょうか。

答 改善指導件数は 0 でした。〔後日回答〕

問 令和 3 年度の計画について、目標が明確に記載されていないところがあります。目標が達成されていない、若しくは達成される見込みがないものについて記載されていないようですが、どのような改善、取組を行って目標に近づけるかを記載するべきではないのでしょうか。

施策⑩について、基本計画の目標値は 83 件ですが、令和 3 年度の目標値は 76 件です。基本計画の目標値を下回るのでしょうか。

施策⑫について、令和 3 年度の目標値が基本計画の目標値に達していません。

施策⑯について、違反がでないよう指導を行い、目標値を達成すると記載してもよいのではないのでしょうか。

答 施策⑩の卸売り市場等における安全対策及び施策⑫の飲食店、食品製造施設等における安全対策については、HACCP に沿った衛生管理の適切な運用を支援するために、時間をかけて食品営業施設の監視指導を行う必要があることから、監視指導件数を見直した結果、今年度の目標値が基本計画の目標値を下回っております。

健康被害の発生状況等を踏まえて対象事業者を選定し、監視指導を徹底してまいります。

施策⑯については、違反事業者に対して指導を行うとともに、食品営業施設に指導を行い、目標値を達成出来るよう努めてまいります。

問 施策⑰について、令和 2 年度の食中毒処理件数が 0 となっていますが、厚労省のホームページでは 2 件公表されているのはなぜでしょうか。

答 厚労省のホームページは令和 2 年 1 月から 12 月までに発生した件数が公表されています。一方、この資料では令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までに発生した件数を記載しています。令和 2 年 1 月から 3 月までの間に県域で 2 件の食中毒が発生しています。

問 施策⑱について、農場 HACCP の取組の数値目標を 20 としていますが、すでに目標を達成しているため、目標値は 21 以上でないとおかしいのではないのでしょうか。

答 農場 HACCP は取組み始めると継続して指導をする必要があることから、新たに広げるのではなく、現在の 20 農場が継続できることを目標としています。

問 施策⑱の農場 HACCP 取組み農場数の目標値について、進捗管理表に上方修正と記載するのであれば、実績より多い数値を掲げるべきではないのでしょうか。

なお、畜産協会の担当者から新しく農場 HACCP に取り組む農場があると聞いています。

答 ここで言う上方修正は、第 1 次計画の令和 3 年度の目標が 15 農場でしたが、令和 2 年度にすでに 15 農場になったため、上方修正したものです。

新規で取り組みたいという情報がありましたら、畜産課にお知らせいただくとありがたいと思います。農場 HACCP は取組み始めると継続して指導をする必要があることから、新たに

広げるのではなく、現在の 20 農場が継続できることを目標とします。

- 問 施策⑮の GAP についても目標値を達成していますが、現状維持を目指すのでしょうか。
- 答 国際水準 GAP は取得、継続にお金が掛かることと、また、GAP の最初の取組が東京オリンピックでレストランで出す食材を広げることであったことから、オリンピック終了後に国際水準 GAP を取り組まれる方が続くか難しいところと考えています。
- 問 施策⑰の HACCP に取り組む施設数の内訳としてコーデックス HACCP と HACCP の考え方に基づいた衛生管理を記載した方がよいのではないのでしょうか。
- また、アドバイザーの派遣目標数が 27 件というのは、HACCP を導入しなければならない施設数に対して少ないのではないのでしょうか。令和 2 年度の実績値に 27 を足しても目標値の 500 には達しませんが、いかがでしょうか。
- 答 HACCP に取り組む施設数はコーデックス HACCP の導入に取り組む施設数です。令和 2 年度に 453 まで達していますので、目標値の 500 に近づけるためにアドバイザーを派遣していきます。アドバイザー派遣の事業を利用しなくとも自主的に取り組む施設等もあり、全ての事業者がアドバイザー派遣事業を活用するわけではないので、目標を 27 件と設定しています。
- 問 資料 2 の令和 3 年度の実施計画について、施策⑲の主な取組のうち「食品表示分野における連携」について記載されていません。
- 答 実施計画（P11、(1)（ア））に次のとおり追記します。〔後日回答分〕
- C 食品表示分野における連携〔食の安全・地産地消課、健康増進課、生活衛生課〕
- 国、関係自治体等との連携
- ・ 会議による協議等を通じて日頃から連携を図ります。
 - ・ 不適正表示に関する情報に対して、消費者庁、農政局、保健所設置市と連携して、適切に対処します。
 - ・ その他必要に応じて適切な連携を図ります。
- 問 施策⑳について、自主回収情報公表件数に「再掲」とありますが、どういう意味でしょうか。
- 答 資料 1-1 の 22 ページ、施策⑳に自主回収情報公表件数を記載していますので、それを再び掲載したということです。
- 問 施策㉑について、〈出前講座〉10 回、87 名のところに「再掲」とありますが、どういう意味でしょうか。
- 答 資料 1-1 の 24 ページ、施策㉑の中段に出前講座参加者 87 名と記載しておりますので、それを再び掲載したということです。
- 問 施策㉒について、直売所向け食品表示等説明会〈参加者数〉27 名のところに「再掲」とありますが、どういう意味でしょうか。
- 答 再掲はありません。
- 問 研修会やセミナーについては web を使ったものは実施したのでしょうか。web 等でのオンラインでの開催の数は計上されていると理解していいのでしょうか。
- また、今後、web 研修を進めることを検討していただきたい。
- 答 オンラインで開催したものも計上しております。web 研修の実施の推進については、今後、検討します。
- 問 実績報告であげる数字の意味を分るように記載いただきたい。
- 答 注釈にて対応しておりますが、次回の報告からより分かりやすく記載いたします。〔後日回答〕

問 HACCPを進めるために施設の改装が必要になる場合もあることから、県の補助金等の対応をしていただきたい。

答 HACCPの導入については、ハードをどうしても進めるのではなく、ソフトの中でやれる分はソフトで対応していくということで考えています。

問 資料3で、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理（基準B）と書いてあります。基準Bという表現は福岡県独自の表現だと思いますが、ここで使用するの適切なのでしょうか。

答 御指摘のとおり、不適切のため、第2次計画では使用しません。

（会長まとめ）

- ・ 第2次計画は、数値の取扱いや数値の説明を理解しやすいものにしていただきたいと思います。
- ・ また、施策の数値目標を実効性を評価できるものに見直すとともに、関連施策を統合してスリム化するという第2次計画の骨子案に沿って策定していただきたいと思います。

◆ その他

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則の改正について（情報提供）

（事務局説明要旨）

- ・ 食品衛生法及び食品表示法の改正に伴い、自主回収報告制度に関して、昨年条例を改正しています。条例の改正に伴いまして、本年2月、施行規則を改正しました。
- ・ 改正内容は、食品衛生法及び食品表示法の届出対象に該当する部分を条例から削除するというものです。
- ・ 施行日は、本年の6月1日となっております。

- 連絡事項
今後のスケジュールについて（事務局から説明）

◆ 閉会